二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月二十一日

○関東地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年一月二十日　関東地方整備局長　大西　亘
㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十八号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口字大原七七八番から同町大字馬瀬口字下原七六九番二まで	前	一三・八〇～一五・三六（メートル）	
	後	一三・八〇～五二・二八（メートル）	

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年一月二十日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口字大原七七八番二から同町大字馬瀬口字下原七六九番二まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月二十日

○北陸地方整備局告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十九年一月二十日　北陸地方整備局長　中神　陽一
一　施行者の名称　富山県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年北陸地方整備局告示第五十四号富山高岡広域都市計画道路事業三・三・二百九号牛島蜷川線
三　事業施行期間　自平成二十三年四月十一日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年一月二十日　中部地方整備局長　塚原　浩一
㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　一号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
静岡市清水区興津中町字往還道東七一八番一から同市駿河区丸子字泉ヶ谷三二一六番一まで	前	七・二〇～一一・〇〇（メートル）二四・一二〇（キロメートル）	
	後	九・〇〇～一六三・〇〇（メートル）二四・二三〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B A	七・二〇～一一・〇〇（メートル）二四・一二〇（キロメートル）	
	B	九・〇〇～一六三・〇〇（メートル）二四・二三〇（キロメートル）	

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年一月二十日　中部地方整備局長　塚原　浩一
㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四十二号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
松阪市小津町字八準歸五二一番二から同市八太町字クリ穴五八三番一まで	前	一二・二〇～二九・〇〇（メートル）一一・九五〇（キロメートル）	
	後	一六・〇〇～一八四・〇〇（メートル）一三・六五八（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B A	一二・二〇～二九・〇〇（メートル）一一・九五〇（キロメートル）	
	B	九・五〇～一八四・〇〇（メートル）一三・六五八（キロメートル）	

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年一月二十日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	松阪市上川町字酒屋前三八四六番一から同市上川町字高田四三二一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月二十日十五時

○九州地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年一月二十日　九州地方整備局長　小平田浩司
㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　三号及び二百十九号